

事務連絡
平成22年10月29日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成22年厚生労働省告示第377号)が公布され、平成22年11月1日から適用されることとされたことに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」(平成22年3月5日事務連絡)を次のように改正し、平成22年11月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

- 1 別表Ⅱ区分133の(3)の④のイを次のように改める。
イ 血流非遮断型(胸部及び腹部)

B00213303042

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）」に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改 正 後

現 行

(別表) 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード
133 血管内手術用カテーテル	
(3) PTAバルーンカテーテル	
① 一般型	B002 133 03 01 1
ア 標準型	B002 133 03 01 2
イ 特殊型	B002 133 03 02
② カットイング型	B002 133 03 03
③ 脳血管攣縮治療用	
④ 大動脈用ステントグラフト用	
ア 血流遮断型（胸部及び腹部）	B002 133 03 04 1
イ 血流非遮断型（胸部及び腹部）	B002 133 03 04 2
⑤ スリッピング防止型	B002 133 03 05

(別表) 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード
133 血管内手術用カテーテル	
(3) PTAバルーンカテーテル	
① 一般型	B002 133 03 01 1
ア 標準型	B002 133 03 01 2
イ 特殊型	B002 133 03 02
② カットイング型	B002 133 03 03
③ 脳血管攣縮治療用	
④ 大動脈用ステントグラフト用	
ア 血流遮断型（胸部及び腹部）	B002 133 03 04 1
イ 血流非遮断型（胸部）	B002 133 03 04 2
⑤ スリッピング防止型	B002 133 03 05